

#### 4、一言物申す……解剖前CT撮影は有意義か？

もうすぐ(今は2018年6月好日)大阪府監察医事務所にCT装置が導入されるので、この機会に申します。わが教室は2009年より全国で初めて法医学単独使用として(他の施設は他の科、所謂「抱き合わせ」)使用開始し現在では2000体弱まで頭部は1mmでその他全身は3mmシクネスで回している。ちなみに、すごい熱量でオーバー90%まで上がる。装置が破壊しないか、ひやひやである。

それは、さておき当教室で解剖前CT読影のみで死因が決定できるのは正直20%未満である。よって外表に損傷がなくCTだけで死因は、ほぼつけることはできない。ではなぜ法医のプロは死後CT(法医の世界ではAutopsy Imaging ; 略してAI)を右腕のように重宝にするかという特殊な使い方をするからである。例えば血管から誤ってか、それとも故意かは、別として空気を入れて死んでしまう。これまではメスを入れれば空気は大気へと放出され証拠が、失ってしまう。古い時代では、その事歴や状況から「空気塞栓」による死亡としていたが現在はそうはいかない。裁判では証拠不十分と判断される。また別の使用方法として、ひき逃げ事件でも法医は被害者が立位か臥位か、或いは臥位で轢過されたときは、どちらの方向から轢過されたか判読されるのである。法医学には専属の機器や機械は、まあ皆無である。臨床用機器機械を応用するのである。

結論として犯罪性を疑っていない御遺体にCT検査は無用の長物とまでは言及しないがCTは所詮、画像である。やはり体液成分の分析が付帯して初めて真の死因調査である。CTの法医学的応用や検査については後日に連載します。

近畿大学医学部法医学教室  
教授 異 信 二